地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に関する経費について(令和2年度予算)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和2年度一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)

86,051 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

1,716,238 千円

(単位:千円)

区分		令和2年度 当初予算額	財源内訳			
			特定財源			_
			国・道支出金	その他	一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	障がい者福祉	364,426	253,494	3,000	107,932	50,383
	高齢者福祉	66,577	2,819	15,062	48,696	
	児童福祉	790,331	420,711	64,690	304,930	
	母子福祉	57,599	11,778	289	45,532	
	(小計)	1,278,933	688,802	83,041	507,090	
社会保険	国民健康保険事業	72,457	39,256	0	33,201	27,478
	介護保険事業	126,008	0	0	126,008	
	後期高齢者医療事業	141,206	23,853	0	117,353	
	(小計)	339,671	63,109	0	276,562	
保健衛生	疾病予防	58,864	8,910	2,979	46,975	8,190
	母子保健	14,579	3,271	49	11,259	
	医療	24,191	0	0	24,191	
	(小計)	97,634	12,181	3,028	82,425	
合計		1,716,238	764,092	86,069	866,077	86,051

[※] 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和2年度予算額(191,600千円)の内数 としています。

[※] 各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。